

徳島県総合計画審議会部会設置規程

(設置)

- 第一条 徳島県総合計画審議会設置条例（平成2年徳島県条例第10号）第6条の規定に基づき、徳島県総合計画審議会に「未知への挑戦」推進部会（以下「推進部会」という。）、南部圏域部会及び西部圏域部会を置く。
- 2 前項に規定するもののほか、県政に関し、特に重要な特定課題について調査検討する部会（以下「特定課題部会」という）を置くことができる。この場合において、特定課題部会の設置運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(組織)

- 第二条 推進部会は、委員及び専門委員をもって組織し、その定数は12人以内とする。
- 2 南部圏域部会は、南部圏域に関する専門的知見を持った委員及び専門委員をもって組織し、その定数は19人以内とする。
- 3 西部圏域部会は、西部圏域に関する専門的知見を持った委員及び専門委員をもって組織し、その定数は16人以内とする。
- 4 推進部会、南部圏域部会及び西部圏域部会に属する委員及び専門委員は会長が指名する。

(部会長及び副部会長)

- 第三条 推進部会、南部圏域部会及び西部圏域部会に、部会長を置き、会長が指名する。
- 2 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を会長に報告するものとする。
- 3 部会に副部会長を置き、部会長が指名する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(分掌)

- 第四条 推進部会は、徳島県の総合計画（以下「計画」という。）に関し、次に掲げる事項について調査検討する。
- 一 計画の推進方策に関すること。
 - 二 その他、計画推進上必要な事項に関すること。
 - 三 新たな県政運営指針となる計画の策定上必要な事項に関すること。
- 2 南部圏域部会及び西部圏域部会は、計画に関し、各圏域で独自に調査を要する事項について調査検討する。

(会議)

- 第五条 推進部会、南部圏域部会及び西部圏域部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 2 推進部会、南部圏域部会及び西部圏域部会の会議は、部会に属する委員及び専門委員の総数の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

(雑則)

- 第六条 この規程に定めるもののほか、推進部会、南部圏域部会及び西部圏域部会の運営その他推進部会、南部圏域部会及び西部圏域部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- この規程は、平成17年2月18日から施行する。
 この規程は、平成19年7月9日から施行する。
 この規程は、平成22年5月31日から施行する。
 この規程は、平成23年12月2日から施行する。
 この規程は、平成24年12月5日から施行する。
 この規程は、平成26年4月7日から施行する。
 この規程は、平成27年12月2日から施行する。
 この規程は、令和元年7月23日から施行する。